

再評価書

事業名	下水道事業		事業区分	宮川流域下水道 (宮川処理区)	室名	三重県 伊勢建設事務所 宮川下水道室
事業概要	工 期 (下段:前回)	H10年~H68年	全体事業費 (下段:前回)	100,000 百万円 (負担率:【管渠】国 0.5 : 県 0.25 : 市 0.25 【処理場】国 0.67 : 県 0.165 : 市 0.165)	—	—

事業目的及び内容

1 関連市

伊勢市（旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御園村）、明和町、玉城町

2 下水道事業計画

2-1 事業目的

伊勢湾をはじめとする公共用水域の水質保全と汚水排除による生活環境の改善に資するものである。

2-2 全体計画

計画区域面積 : 5,080.1ha

計画処理人口 : 167,720人

計画汚水量 : 101,712m³/日最大

流域幹線延長 : 48.2km

終末処理場 : 1箇所

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

本事業は、事業採択後一定期間を経過し、継続中の事業であることから、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行うものである。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

2-1 事業の進捗状況

本処理区は、平成10年度に事業認可を取得し、平成18年6月より宮川浄化センターの一部供用を開始している。平成18年度末で幹線管渠の整備延長は、全体計画48.2kmに対し、9.8kmとなっており、浄化センターについては、全体計画の処理能力102,000m³/日最大に対し、平成18年6月に7,300m³/日最大の施設を供用開始している。

今後は、更なる幹線管渠及び浄化センターの整備を図るとともに、供用開始後は、関連市の面整備に併せた幹線管渠の延伸と浄化センターの流入水量の伸びに基づいた段階的増設を図っていくものである。

2-2 処理場用地の取得状況

本処理区の全体処理場用地約19.27haの内、施設用地を含む約19.22haについては取得済みである。未取得用地は今後、処理施設の増設時に取得する予定である。

2-3 事業費の推移

平成 10 年度から平成 18 年度までの投資額：約 34,422 百万円	
平成 10 年度：約 202 百万円	平成 15 年度：約 7,747 百万円
平成 11 年度：約 2,315 百万円	平成 16 年度：約 6,213 百万円
平成 12 年度：約 1,607 百万円	平成 17 年度：約 6,736 百万円
平成 13 年度：約 1,389 百万円	平成 18 年度：約 3,644 百万円
平成 14 年度：約 4,569 百万円	合計 : 約 34,422 百万円

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

3-1 周辺環境の変化

- ① 生活様式等の変化や節水意識の向上等により汚水量（原単位）の伸びに鈍化傾向が見られる。
- ② 工場における水利用状況の変化等により工場排水量（原単位）の減少が見られる。
- ③ 処理場で希少生物の生息が確認される。

3-2 全体計画

近年の社会経済状況等や周辺環境の変化にあわせ、平成 17 年度に全体計画諸元の見直しを行っている。

3-3 財政状況の変化

近年の厳しい財政状況から、建設費、維持管理費のコスト縮減を進めつつ、下水道の役割・効果を訴え、安定した財源確保に努めている。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

本事業は、平成 10 年から事業を進めており、今回「下水道における費用効果分析マニュアル（案）」により費用効果分析を行った。

・費用効果分析

$$C(\text{費用}) = 257,372 \text{ 百万円}, B(\text{便益}) = 327,156 \text{ 百万円}, B/C = 1.27$$

4-2 地元の意向

地元からは、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を求める声が大きく、下水道整備の推進、早期供用の要望が高まっている。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

計画の策定及び工事の実施にあたっては以下のようなコスト縮減の取り組みを行ってきた。今後も「三重県公共工事コスト縮減に関する第 3 次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減策に努めたい。
(具体的な事例)

- ・ 長距離推進工法の採用による立坑の削減
- ・ 再生材の活用（碎石、アスファルト合材）
- ・ 省エネルギー化の促進
- ・ 環境負荷の低減
- ・ 工事情報の電子化

5-2 代替案

本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形成状況、人口の集中状況、社会情勢等を考慮したうえで選定を行っている。

再評価の経緯

本事業は、平成 10 年度から事業を進めており、今回初めて再評価を行うものである。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えている。